

論文審査の結果の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（ 医学 ）	氏名	矢次 信三
学位授与の条件	学位規則第4条第①・2項該当		
論文題目 Drug Dependence Treatment Awareness among Japanese Female Stimulant Drug Offenders (日本の女子覚醒剤事犯者における薬物依存治療の重要性に関する認識)			
論文審査担当者			
主 査 教 授	山脇 成人	印	
審査委員 教 授	河本 昌志		
審査委員 准 教 授	岡本 泰昌		
〔論文審査の結果の要旨〕			
<p>覚醒剤は精神依存性や精神毒性が極めて強いために、乱用の危険性が極めて高く、依存症からの回復が困難であることから、再犯率が高いのが特徴である。また、覚醒剤犯罪者の多くは、依存症に対して治療の必要性の認識が乏しく、否認が強いなどのために、薬物依存離脱プログラムや依存症治療の効果が十分でないことも、再犯率を高くしていると考えられる。本研究は効果的な覚醒剤の再犯防止対策の検討を目的とし、2012年4月から2015年3月の3年間に、A女子刑務所に覚醒剤取締法違反で収監されている者のうち、薬物依存離脱指導を受講している128人を対象に、薬物依存治療に対する重要性の認識や属性要因、及び心理・社会的要因を、面接による質問紙票を用いて調査し、それらの関連性を分析した横断研究である。</p> <p>対象者128人のうち、90人(70.3%)が調査に応答し、I Q相当値69以下であった9人および検査不能1人を除く80人を解析対象者とした。解析対象者の38.8%が初犯、25.0%が2回目、36.3%が3回目以上の収監であり、平均年齢は39.9(±8.8)歳、薬物使用平均年数は17.7(±9.1)年であった。薬物依存治療の重要性の認識について、強く感じている割合は50%であった。86.3%が覚せい剤後遺症の代表的な9症状のうち、少なくとも1つ以上の症状を自覚しており、薬物依存治療の重要性の認識と覚醒剤後遺症の症状数には統計学的に有意な関連が認められた(マン・ホイットニーのU検定, p=0.003)。薬物依存治療の重要性の認識(高い/低い)を従属変数としたロジスティック回帰分析の結果、オッズ比(95%信頼区間)は収監2回目(/1回目)3.2(1.0-10.7)、3回以上(/1回目)1.1(0.40-3.13)、覚醒剤後遺症5~6(/4以下)3.3(1.1-9.6)、7以上(/4以下)6.1(1.8-20.8)、逮捕前30日間に鬱症状あり(/なし)及び、不安・緊張あり(/なし)はそれぞれ2.5(1.0-6.2)であった。</p> <p>女子覚醒剤事犯者に対しては、収監回数2回目までに薬物依存治療の重要性(必要性)について十分に情報を提供し、さらに覚醒剤後遺症や精神病症状を有する者に対しては、薬物依存離脱指導と薬物療法を組み合わせた精神薬物療法を行うことが重要である。現在の刑務所における一律的な矯正プログラムは、かえって覚醒剤事犯者の否認を強め、薬物依存離脱プログラムの効果を阻害する要因となっている可能性がある。行動変容ステージモデル等に則して依存治療に対するモチベーションを十分に把握し、それに応じた薬物依存治療や認知行動療法が必要である。また、プログラム終了後や出所後も十分な治療を継続して行うことが出来る社会プログラムや団体プログラム、あるいは施設に繋げることが再犯を防止するうえで極めて重要な意義をもつと考えられる。</p> <p>以上の結果から、本論文は現在の刑務所における一律的な矯正プログラムの覚醒剤犯罪者の再犯防止における問題点を示したうえで、累犯になる前の段階で、薬物依存治療の重要性(必要性)の重要性に関する認識状況を把握し、行動変容ステー</p>			

ジモデル等に則して、患者の依存治療に対するモチベーションを十分に把握し、それに応じた薬物依存治療や認知行動療法が必要であることを示唆したものであり、公衆衛生学、精神医学の発展に貢献するところが大きい。

よって審査委員会委員全員は、本論文が著者に博士（医学）の学位を授与するに十分な価値あるものと認めた。